

<http://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2015.html> から掲載

# 科学技術イノベーション総合戦略 2015 (抜粋)

平成 27 年 6 月 19 日

閣 議 決 定

## 第2部 科学技術イノベーションの創出に向けた2つの政策分野

### 第1章 イノベーションの連鎖を生み出す環境の整備

#### 3. 重点的取組

##### (4) 研究開発法人の機能強化

研究開発法人は、国家的あるいは国際的な要請に基づき、民間では困難な基礎・基盤的研究及び応用・開発研究、実証実験、技術基準の策定等、社会的・公共的・国民経済的価値に資するための研究開発等に、最大限の成果の確保を目的として取り組む組織である。

一方で、昨今のイノベーションを巡る国際競争が激化する中、優れた技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能の強化や、大学、研究開発法人、企業等の多様な組織や人材が、それぞれの枠を超えて連携しながら、イノベーションに向けた「相互作用」を起こすようなイノベーションハブの形成などにより、国際競争に打ち勝つ強靱なイノベーションシステムの構築が求められている。とりわけ、機関の長のトップダウンによる研究開発や、長期的・計画的な取組が継続的に実施できるといった特性を有するとともに、優れた研究者が多数在籍し、また、研究開発インフラが整備されている研究開発法人においては、こうしたイノベーションの中核機能を担うことが求められている。

こうした要請にも対応し、国家的なミッションを踏まえ、イノベーションシステム構築に向けた「橋渡し」機能や拠点機能の強化や研究開発成果の最大化を図るためには、研究開発法人の適正かつ効果的な運営が図られることが重要である。

研究開発成果の最大化は、個別事業の最適化とともに、研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮することにより確保されるものである。このため、研究開発環境の整備とともに、法人全体での適切な資源配分や分野間での連携・融合の推進等のマネジメントが求められている。他方で、一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を含む財務情報の開示といった独立行政法人全体の会計基準の運用が進められていく中でも、円滑に研究開発成果の最大化が図られるよう、研究開発の特性に応じた適切なマネジメントが法人の長に求められる。

また、国家的に重要な技術開発を推進するに当たって、産学官の技術・人材を糾合したイノベーションハブの形成などにより研究開発成果の最大化に向けた取組を推進することが重要である。

加えて、我が国におけるイノベーションシステムの強化に資する観点から、人材の育成や流動性の向上、「橋渡し」機能の強化、研究資金の確保、研究インフラの適切な維持更新と整備・共用、マネジメント体制の強化等に重点を置いた取組が求められる。

#### 【重点的取組】

##### ○研究開発法人制度の適切な運用

- ・総合科学技術・イノベーション会議は、国立研究開発法人を所管する主務省及び法人、研究開発に関する審議会の代表者等へのヒアリングを必要に応じて行う等、「研究開発成果の最大化に向けた国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針」（平成26年7月17日総合科学技術・イノベーション会議）の運用状況に関するフォローアップを実施し、同指針の趣旨を十分に踏まえた実効性ある運用を確保す

るとともに、必要に応じ同指針の内容に反映する。

【内閣府】

- ・研究開発に係る物品・役務の調達、自己収入の取扱い、経営努力認定、中長期目標期間を超える繰越し等の柔軟化といった運用事項の改善を図る。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づく調達に関する新たなルールや随意契約によることができる具体的なケースの提示による調達合理化の取組を進め、併せて、入札における競争性確保の重要性を勘案しつつ、随意契約によることができる限度額を国立大学法人の全体的な状況と均衡の取れたものとするなど基準の在り方も含め検討し、研究開発の特性を踏まえた迅速かつ効果的な調達ができるよう取り組むとともに、独立行政法人会計基準の運用状況を把握し、適切なマネジメントについて検討する。

【内閣府、総務省、研究開発法人所管府省】

#### ○最先端の研究インフラの整備・共用

- ・質の高い研究開発成果を創出し続けるため、研究開発の基盤として不可欠なインフラの適切な維持・更新を行う。特に、研究開発法人を中核としたイノベーションシステム構築の観点から、最先端スーパーコンピュータ等の世界最高水準の研究インフラを国の公共財として捉え整備・共用を進め、分野や組織を越えた研究者等が集う「共創の場」としての活用を促進する取組を進める。

【文部科学省、経済産業省、研究開発法人所管府省】

#### ○優れた人材の確保・育成と流動性の向上

- ・研究開発法人において、研究者はもとより、研究開発マネジメント人材や高度な専門技術者など優れた人材の確保・育成を進める。とりわけイノベーションシステムを強化する上で、卓越した技術シーズと大きな市場ニーズを探り出し事業化に結びつける目利きを担う等、研究開発の目標達成に向けて柔軟かつ機動的な研究開発マネジメントを行う人材を確保・育成するとともに、同人材への大幅な権限付与を行う。また、若手研究者や大学院生を対象として、起業マインドを持ち、イノベーションに挑戦する人材の育成を行う。

【文部科学省、経済産業省、研究開発法人所管府省】

- ・優秀な人材の相互作用を促すよう、組織の壁を打破し人材の流動化・糾合を図るため、クロスアポイントメント制度や年俸制を積極的に活用すると同時に、人や組織に対するインセンティブの付与を検討する。

【内閣府、文部科学省、経済産業省、研究開発法人所管府省】

#### ○「橋渡し」機能の強化

- ・イノベーションの実現には、技術シーズを事業化に向けて磨き上げる「橋渡し」が極めて重要であるが、我が国においてはこのシステムが脆弱である。大学等と産総研の研究センターが近接し、連携を進めることも含め、産総研と新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）による「橋渡し」の深化を図るとともに、総合科学技術・イノベーション会議による進捗状況の把握・評価の結果も踏まえ、先行的取組やノウハウ等の情報展開を行う。これらの取組を先行事例として参考

にしつつ、「橋渡し」機能を担うべき他の公的研究機関等において、企業における事業化のみならず、これに至るまでのプロセスにおいて研究開発法人、大学、公設試等の中で研究成果や人材、資金をダイナミックに循環させる取組も含め、各機関や技術シーズ等の特性を踏まえた「橋渡し」の戦略的取組を推進する。農林水産・食品分野においても「橋渡し」機能を強化しイノベーション創出を促進する場づくりに向けた取組を進める。 【内閣府、経済産業省、研究開発法人所管府省】

#### ○研究資金源の多様化

- ・企業が共同研究や委託研究のパートナーを選定するに当たり、国外機関に比して我が国の研究機関と連携することがイノベーション創出の観点からより効果的と判断されるよう、研究開発法人の「橋渡し」機能を強化する等、民間資金が研究開発法人に一層提供されるための取組を進める。一方で、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないことにより、研究開発法人の積極的な資金獲得を促進する。また、外部からの研究資金獲得を重視し、これへの意欲を増大させるような研究者等の評価を進める。 【内閣府、研究開発法人所管府省】
- ・また、海外企業等との世界市場を見据えた戦略的な連携等によって海外資金を呼び込むことも視野に入れる。 【研究開発法人所管府省】

#### ○戦略的なマネジメント体制の構築

- ・国際競争環境において我が国にとって真の強みとなる技術の国内外への展開や、世界市場を視野に入れた国際標準化等を戦略的に推進するため、契約面等でのワンストップサービス、マーケティング、知財戦略、広報等を戦略的に行うことができるようなマネジメント体制を構築する。特に、イノベーションハブ形成の取組においては、事務局・支援体制を充実させるとともに、そこへの参画やこれとの連携のメリットを明確にしつつ、海外の有力組織やイノベーションハブとの連携を推進し、世界拠点としてのプレゼンスを高める。 【研究開発法人所管府省】

#### ○特定国立研究開発法人（仮称）制度の創設と運用

- ・我が国の科学技術イノベーションの牽引役として、世界トップレベルの研究開発成果を生み出す創造的業務を担う法人を「特定国立研究開発法人（仮称）」として位置付け、我が国の科学技術の水準の著しい向上を図り、国民が豊かで安心して暮らすことができる社会を実現するため、総合科学技術・イノベーション会議及び主務大臣の強い関与や業務運用上の特別な措置等を定めた新制度を可能な限り速やかに創設するとともに、新たな制度の適切な運用を図る。

【内閣府、総務省、特定国立研究開発法人所管府省】